

平成 14 年 3 月 19 日
日本証券金融株式会社

「貸借取引貸株料」の新設について

当社は、平成 14 年 2 月 26 日付けで金融庁より公表された「空売り規制の遵守状況に関する総点検結果等を踏まえた対応について」におきまして、「制度信用取引における株券調達コストの更なる見直し」にかかる要請を受けたことに伴い、貸借取引において下記のとおり対応することといたしました。

なお、本措置は、各証券取引所および日本証券業協会においても上記要請に伴い所要の対応が図られることを踏まえて、併せて実施するものであります。

記

1. 「貸借取引貸株料」の新設

当社は、貸借取引における貸株利用証券会社から、新たに貸付株券等の価額に対して一定率（年率）を乗じた額を「貸借取引貸株料」として日々徴収することとします。

なお、「貸借取引貸株料」は、個別の貸株等超過銘柄にかかる「品貸料」（いわゆる逆日歩）とは異なり、融資利用証券会社に対し支払うものではありません。また、「貸借取引貸株料」の徴収は、当社による「貸株等代り金金利」の支払いと併せて行うことはありません。

2. 「貸借取引貸株料」の料率

年 0.40% とします。ただし、下記の実施日までに金融情勢等の変化が生じた場合には、これを変更することがあります。

3. 実施日

平成 14 年 5 月 7 日（火）約定分

以 上

（ご参考）貸借取引貸出条件

融 資 金 利	年 0.60%（現行どおり）
貸株等代り金金利	年 0.00%（現行どおり）
貸借取引貸株料	年 0.40%（新 設）